

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善（平成29年通知）

29文科初第1814号

平成30年3月30日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校 殿
を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）

幼稚園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）における指導要録は、幼児の学籍並びに指導の過程及びその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものです。

今般の幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領の改訂に伴い、文部科学省では、各幼稚園等において幼児理解に基づいた評価が適切に行われるとともに、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育の展開の観点から、各設置者等において指導要録の様式が創意工夫の下決定され、また、各幼稚園等により指導要録が作成されるよう、指導要録に記載する事項や様式の参考例についてとりまとめましたのでお知らせします。

つきましては、下記に示す幼稚園等における評価の基本的な考え方及び指導要録の改善の要旨等並びに別紙1及び2、別添資料1及び2（様式の参考例）に関して十分御了知の上、都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校に対し、各国立大学法人学長におかれてはその管下の学校に対して、この通知の趣旨を十分周知されるようお願いいたします。

また、幼稚園等と小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）との緊密な連携を図る観点から、小学校等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、この通知により、平成21年1月28日付け20文科初第1137号「幼稚園幼児指導要録の改善について（通知）」、平成21年3月9日付け20文科初第1315号「特別支援学校幼稚部幼児指導要録の改善について（通知）」は廃止します。

学齡簿および指導要録の取扱（昭和32年通達）

文初財 第83号
昭和32年2月25日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事 殿
附属をおく国立大学長

文部省初等中等教育局長
内 藤 誉三郎

学齡簿および指導要録の取扱について（通達）

小学校および中学校における就学の適正な実施を図るためには、学齡簿の記載、指導要録の作成等が、児童生徒の転入出あるいは入退学の実際と一致して処理される必要があるが、従来これらの取扱上明確を欠く点も見受けられるので、今後、その取扱にあたっては、下記事項に御留意の上、遺漏のないようにお願いします。

なお、貴管内関係機関に対しては、貴職からよろしく御指導願います。

記

1 学齡簿の取扱について

市町村の教育委員会が学齡簿を編製する場合における学齡児童および学齡生徒（以下「学齡児童生徒」という。）の住所の認定については、住民登録法上の住民票に基づくべきことは、従来明らかにされているところであるが（昭和28年2月26日付け法務省民事甲第252号・文初第104号・法務省民事局長、文部省初等中等教育局長通達）、学齡簿の適正かつ迅速な整備をはかる上から、なお、次の要領によることとされたい。

- (1) 市町村の区域内に転住してきた学齡児童生徒について、学校教育法施行令第4条の届出があった場合において、当該児童生徒につき住民票の作製が行われていないときは、住所を確認の上学齡簿に記載するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、すみやかに住民登録手続きを行うよう指導すること。
- (2) 市町村の区域内に転住してきた学齡児童生徒を学齡簿に記載したときは、当該教育委員会は、その旨をすみやかに前住所地の教育委員会に通知するようにされたいこと。
- (3) 学齡児童生徒が死亡したときおよび市町村の区域外に転住したことを前項の通知により確認したときは、住民票の消除前においても学齡簿の記載を消除すること。
- (4) 学齡児童生徒の居所が1年以上不明であるときは、住民票が消除されるまでの間、その旨を異動事項欄に記入し、学齡簿の編製上、就学義務の猶予または免除のあった者と同様に別に簿冊を編製すること。

- (5) 上記の取扱を適正、円滑に行うため、教育委員会は、学齢児童生徒の就学状況について関係学校長と十分連絡するとともに、常に住民登録取扱機関と連絡を保ち、児童生徒の転入出の実際と学齢簿の記載とに不一致のないように努めること。

2 指導要録の取扱について

小学校および中学校における指導要録については、常に児童生徒の在学の実際と一致して整備するため、次の要領によるよう指導されたい。

- (1) 入学（転学による入学を含む。）の場合は、次により処理すること。
- イ 入学後ただちに指導要録を整備することとし、少なくともその際、当該児童生徒の氏名および住所を記入すること。
 - ロ 入学年月日は、公立学校にあっては教育委員会が通知した入学期日、その他の学校にあっては当該学校において通知した入学期日とすること。
 - ハ 入学期日に出席しない児童生徒については、校長は、すみやかに事情を調査し、他の学校に在学している場合その他当該学校に入学し難い事情があると認める場合には、当該児童生徒の住所地の教育委員会に連絡の上、入学しなかったものとして取り扱うこと。
 - ニ 転学してきた児童生徒については、校長は、当該児童生徒が入学した旨およびその期日を、すみやかに転学前の学校の校長に連絡すること。
- (2) 退学（転学による退学を含む。）の場合は、次により処理すること。
- イ 児童生徒が退学したときは、その指導要録は、ただちに別に整理して学校教育法施行規則第15条第2項により保存するとともに、転学による退学の場合は、同規則第12条の3第3項に定める手続きをとること。
この場合において、児童生徒の退学については、次によって処理すること。
 - (a) 転学による退学の場合は、当該児童生徒は、転学先の学校へ入学した日の前日をもって退学したものとすること。
 - (b) 学齢（満15歳に達した日の属する学年の終り）を超過している児童生徒の退学の場合は、校長が退学を認めた日をもって退学したものとすること。
 - ロ 学校教育法施行令第10条の通知は、上記イ(a)にかかわらず、当該児童生徒の保護者から退学の申出があつて、校長がこれを認めた日をもって行うものとする。
 - ハ 児童生徒の居所が1年以上不明であるときは、在学しないものと同様に取り扱い、その指導要録は、別に整理して保存すること。
 - ニ 就学義務の猶予または免除があつた児童生徒については、当該許可の日をもって、当該学校に在学しないものとして取り扱い、その指導要録は、上記ハと同様の取扱とすること。
- (3) 卒業の場合は、校長が卒業を認定した日（原則として3月末であることが適当である。）を卒業年月日とすること。
- (4) 上記各項による指導要録の取扱については、校長は、教育委員会と密接に連絡し、学齢児童生徒に係る指導要録の処理が学齢簿の記載の加除訂正と一致して行われるよう留意すること。

表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について
(平成24年事務連絡)

事務連絡
平成24年3月29日

各都道府県教育委員会学校教育担当課
各指定都市教育委員会学校教育担当課
各都道府県学校法人主管課
附属学校を置く国立大学法人の附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課
教育課程課
参事官(学校運営支援担当)

表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について

1. これまでの経緯

文部科学省では、これまで、指導要録の作成、保存及び送付を情報通信技術を活用して行うことが可能である旨を「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（平成22年5月11日付け22文科初第1号）」（以下「通知」という。）（※別紙1）において示すとともに、情報通信技術の活用の際の留意点などをまとめた「指導要録等の電子化に関する参考資料」（平成22年9月30日付け事務連絡）を作成し、送付しております。

その後、平成23年2月には、「学校教育の情報化に関する懇談会（文部科学副大臣決定）」の教員支援ワーキンググループにおいて、「指導要録等のICT化」等について留意すべき基本的な考え方等を整理した「検討のまとめ」（※別紙2）が取りまとめられました。これを受けて、文部科学省では、平成23年4月に教育の情報化に関する総合的な推進方策「教育の情報化ビジョン」（以下「ビジョン」という。）をまとめました。ビジョンでは、校務の情報化は、「教職員等学校関係者が必要な情報を共有することによりきめ細かな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものである」とし、その推進を提言しています。

さらに、平成23年8月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が決定した

「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」（※別紙3）において、文部科学省は指導要録・表簿の電子化に当たり、基本的な考え方を整理し、学校設置者等に対して周知することとされました。

2. 本事務連絡の趣旨

このような状況を踏まえ、今回、表簿・指導要録、その写し及び抄本（以下「指導要録等」という。）の電子化に係る基本的な考え方等について、改めてお示しすることとしました。表簿・指導要録等の電子化を進めるに当たっては、以下に示す事項を含め、上記の提言等を参考にしながら、地域や学校の実情に応じて、また、個人情報保護条例等との整合性を図りつつ対応いただきますようお願いいたします。

なお、表簿・指導要録等の電子化に当たり、多様な漢字が使われている児童生徒の氏名の正確な表記をするため、コンピュータに標準搭載されていない文字への対応として、独立行政法人情報処理推進機構において戸籍統一文字や住民基本台帳ネットワークシステム統一文字から人名漢字等を中心に約6万の文字情報（IPAmj 明朝フォント）を整備しております（※別紙4）ので、参考までにお知らせします。

これらのことについて、所管の学校に周知していただくとともに、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対しても周知していただくようお願いいたします。

（1）表簿の電子化について

①表簿の電子化及び電子化した表簿の備え方

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項の表簿については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第6条及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条の規定により、情報通信技術を利用して保存することは可能となっていること。

②表簿の真正性・機密性の確保について

表簿を電子化する場合には、以下の事項にも留意する必要があること。

- （a）内容の真正性の確保のため、電子署名などを活用する手法、内容の機密性の確保のため、表簿のデータへのパスワード設定や暗号化する手法、又はそれらを組み合わせる手法など、様々なものが考えられること。
- （b）あらかじめ学校におけるセキュリティポリシーに必要な事項を定め、教職員間で共有しておくことが重要であること。

（2）指導要録等の電子化について

表簿の中でも特に指導要録等については、上記（1）に加え、以下に示す事項についても御留意願います。

①項目の標準化の考え方

設置者等において指導要録等の電子化を進めるに当たっては、その効率的運用

を図る観点から、上記通知に示した参考様式を基本とし、例えば、「観点」に学校独自の観点を追加する欄や「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等を活用するなど、各学校の取組の特色を反映した記述が可能となるように項目を工夫しつつ、同一のシステムを共同して利用する学校においては基本的に同じ項目等を用いることが重要と考えられること。なお、現在、例えば、財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)において、指導要録等の電子化の際の標準化に関する検討が進められており、こうした検討結果についてもまとめ次第、情報提供する予定であること。

②押印の取扱い

押印を省略して指導要録等を電子的に作成・送付・保存する場合は、従来の押印により担保されてきた校長の関与等、適正かつ組織的な手順を担保すること、また、送付の際は、学校（又は校長）名の電子署名を付すなど、一般の行政事務における取扱いなども踏まえつつ、文書の真正性を担保する手段を講じることが求められること。

なお、国公立学校においては、指導要録等の送付時に第三者の認証局を通じた電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書をデータと併せて学校のパソコンに備えられたファイルに記録する必要があること（文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年文部科学省令第9号)第6条第3項）。

③電子的に送付する文書のデータ形式の在り方

設置者の枠を越えて様式が異なる指導要録等を送付する際の課題を解消するため、他の設置者の設置する学校に指導要録の写しや抄本を電子的に送付する場合、当面の間、例えばPDF形式などのように環境に依存せず広くオリジナルの帳票のイメージをほぼ再現して見読可能な電子ファイルに変換して送付することを基本とすることが考えられること。あわせて、必要性があり共通して標準化できる項目については、例えばXML形式のようなデータ交換に適したファイル形式で送付することも考えられること。

なお、指導要録等を他の学校に送付する場合、事前に送付先の学校に送付方法及びそのファイル形式について連絡し、承諾を得ておく必要があること（文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第6条第2項、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第2条第1項及び第2項）。

④ネットワーク環境や認証基盤の在り方

学校の校務処理のためのネットワークを整備する際は、送付する文書の真正性や機密性を確保するために、既存の「総合行政ネットワーク」（通称L G W A N）及び同ネットワーク上で提供されている「地方公共団体組織認証基盤」（通称L G P K I）のサービスの活用を検討していくことが重要と考えられること。